

令和3年10月8日

土木部河川公園課

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

健康増進法の改正及び東京都受動喫煙防止条例等の制定を受け、児童遊園については、喫煙を「管理に支障がある行為」とみなして昨年4月1日より全面禁煙としたが、禁煙を明文化するため、江東区立児童遊園条例の一部を改正する。

2 改正の概要

児童遊園内において制限する行為として、喫煙を加える。(第3条関係)

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日

江東区立児童遊園条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 （略） （行為の制限） 第3条 児童遊園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1)～(10) （略） （加える） (<u>11</u>) 前各号のほか、児童遊園の管理に支障がある行為をすること。 第4条～第7条 （略） 別表 （略）	第1条・第2条 （略） （行為の制限） 第3条 児童遊園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1)～(10) （略） (11) <u>喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。</u> (<u>12</u>) 前各号のほか、児童遊園の管理に支障がある行為をすること。 第4条～第7条 （略） 別表 （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。